

TPC インターンシップ実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学、高等専門学校及び高等学校（大学院及び短期大学を含む。以下「教育機関」という。）の情報系の学生・生徒（以下「学生」という。）を対象として、TPC において行うインターンシップ（以下「インターン」といい、インターンを行う学生を「インターン生」という。）について、受入先、期間、手続き、サービス、その他必要な事項を定めるものである。

(インターンの目的)

第2 本インターンは、教育機関の学生を TPC において就業体験を行わせることにより、学生の学習意欲を喚起し、高い職業意識を育成するとともに、IT サービスの開発・販売業務に対する理解を深めてもらうことを目的とする。

(本要領の適用対象)

第3 本要領は、同一受入先で 5 日間以上連続してインターンを行う場合に適用する。

(インターンの受入)

第4 インターンの受入先は、TPC の指定する事務所とする。

(インターンの期間)

第5 インターンの期間は、インターン生受入先の実情により TPC が決定する。

(インターン生の受け入れ手続き)

第6 インターン生の受け入れ手続き等については、次のとおりとする。

(1) TPC でのインターンを希望する学生は、学生本人がインターンシップの募集ページ (https://tori-piyo.com/?page_id=5) の応募フォームを通して直接申し込む。

(2) TPC 企画部は、インターン受入の可否を選考、決定し当該学生にメールにて通知する。当該学生は、受入が決定した場合、インターン受入が決定した旨を教育機関に通知する。

(3) 実習生受け入れの通知を受けた教育機関は、TPC との間で実習期間中における遵守事項等を記載した覚書を締結する。

(4) インターン生は、インターン開始前に服務規律の遵守にかかる誓約書を TPC 企画部宛に提出し、インターンを行う。

(指導員)

第7 インターン生受入先に指導員を設け、インターン生の指導にあたることとする。

(インターン生の服務等)

第8 インターン生の服務等の取扱いは、次のとおりとする。

(1) インターン生は、インターン時間中は専ら所定のインターンに従事し、インターン目的の達成に努めなければならない。

(2) インターン生は、インターン時間中、TPC 職員が遵守すべき法令等を遵守するとともに、指導員及びインターン担当者の指導、指示等に従い、インターン期間中はインターンに専念し、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行ってはならない。

(3) インターン生がインターンを行う時間は、TPC の職員に適用されている勤務時間の例をもとに、インターン生と指導員及びインターン担当者との協議の上で決定する。

(4) インターン生は、インターンにより知り得た秘密を漏らしてはならない。インターン終了後においても同様とする。

(5) インターン生は、インターン生受入先からインターンに関する報告書やアンケート等の提出を求められた場合は、これに協力し、提出しなければならない。

(6) インターンの欠務は正当な事由がある場合以外はこれを認めないこととする。インターン生は、病気等のため予定されていたインターンを受けることができない場合には、あらかじめ指導員にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに指導員にその旨連絡しなければならない。

(7) インターン生としてふさわしくない行為があったときは、インターン生受入先は、インターンを打ち切ることができるものとする。インターンを打ち切った場合は、速やかに教育機関にその旨を通知することとする。

(8) インターン生の懲戒、賠償等に関する最終的な責任は、当該学生又は教育機関が TPC と協議のうえで決定するものとする。

(インターンに係わる費用負担)

第9 インターン生のインターンのために要する費用の一切は、原則としてインターン生個人の負担とする。

(インターン中の事故等に伴う災害補償)

第10 インターン中の事故等に伴う災害補償については、次のとおりとする。

(1) 教育機関又はインターン生は、原則として、インターン前に傷害保険及び損害賠償保険(以下「保険」という。)に加入しなければならない。

(2) インターン生のインターン期間中の災害及び通勤に際しての災害については、インターン生が加入する保険をもって充てる他、教育機関が必要な手続きを行い、誠意をもって問

題の解決にあたるものとする。

(3) インターン生が TPC、インターン生受入先、もしくは、第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、保険等により補償する。

(その他)

第 11 この要領等に定の無い事項及びこの要領に関して疑義が生じた事項については、TPC、インターン生受入先、教育機関、インターン生及びその他の関係者が協議して決定するものとする。

附則 1 この要領は、令和 3 年 7 月 1 日より施行する。

附則 2 従来の事務所においてインターン生を受け入れているときは、本要領施行後も本事務所においてインターン生を受け入れることができるものとする。